

## 宇部市地域活動応援事業者認証制度実施要綱

### (目的)

第一条 この要綱は、宇部市が推進する「共創によるまちづくり」、また、第五次宇部市総合計画前期実行計画の「重点1：暮らし安心・安全プロジェクト」の取組により、地域活動への参加を促す「地域活動の日」を実施するにあたり、地域活動を応援する事業者を「地域活動応援事業者」（以下「事業者」という。）として認証し、市内で働く世代が、地域活動に参加しやすくなるような仕組みを、地域社会全体で構築・展開していくものとする。

### (地域活動)

第二条 前条の地域活動とは、地域住民から構成される団体が、主体的に実施する活動とする。

### (地域活動の日)

第三条 原則として水曜日を「地域活動の日」とする。

### (認証要件)

第四条 事業者は、次に掲げる活動のすべてを行うものとする。

- 一 事業者は、事業所内において「地域活動の日」をPRし、従業員に地域活動への参加を奨励すること。
- 二 事業者は、従業員が居住する地域（市内）の地域活動に参加する場合において、勤務上の配慮を行うこと。

### (認証の申請)

第五条 認証を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、地域活動応援事業者認証申請書（様式第一号）を市長に提出するものとする。

### (認証の決定)

第六条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、認証を決定したときは、申請者に認証通知書（様式第二号）を交付するとともに市ウェブサイト等に公表するものとする。

### (認証の期間)

第七条 前条の規定により認証を受けた事業者（以下「認証事業者」という。）の認証期間は、認証書の交付を受けた日からこの制度が終了する日までとする。

(認証の取消し)

第八条 市長は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- 一 第二条に規定する活動を行っていないと認められるとき。
- 二 認証事業者が市長に認証の取消しを申し出たとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、認証事業者として適当でないと市長が認めたとき。

(認証事業者への支援)

第九条 市長は、認証事業者の名称等や地域活動に参加した所属の従業員等（以下「地域活動参加従業員等」という）の情報を市のウェブサイト等により必要に応じて公表することができるものとする。

ただし、認証事業者並びに地域活動参加従業員等が公表を辞退する場合は、この限りでない。

二 「宇部市総合評価競争入札方式事務処理試行要領」に基づき市発注の総合評価競争入札における地域貢献度の評価の対象項目とする。

(免責)

第十条 認証事業者の従業員の地域活動において、認証事業者に損害又は損失が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第十一条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。